

令和5・6年度（追加）
競争入札参加資格審査申請書提出要領

【設計・測量・調査コンサルタント等】

米沢市総務部契約検査課

1 申請資格者

次のいずれかに該当する場合は入札参加資格審査を申請できません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 米沢市の市税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて未納がある者
- ③ 米沢市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当するとき
- ④ 営業に関し法律等で必要とする登録又は、許可を受けていない者

2 受付期間、名簿登載期間及び審査基準日

本申請は「令和5・6年度競争入札参加資格審査申請」の追加受付になります。

受付における申請方法、受付期間、入札参加資格者名簿の登載期間及び審査の基準日の関係は以下のとおりです。

| 申請方法 | 受付期間 (土日祝日を除く) | 名簿登載期間 (有効期間) | 審査基準日 |
|------|---------------------------------------|------------------------|-----------|
| 持参 | 令和6年2月1日～ 令和6年2月20日 | 令和6年4月1日～ 令和7年3月31日 | 令和6年1月31日 |
| 郵送 | 令和6年1月15日～ 令和6年2月20日 ※2月20日消印有効 | 同上 | 同上 |

※提出する書類は、「審査基準日」現在の状況についてご記入ください。

※原則的に、市外の申請者のみ郵送可とします。

※持参の場合の受付時間帯は9時～16時になります。(12時～13時を除く)

【郵送の場合の留意事項】

- ・1月31日以前に郵送する場合は、提出書類の申請書等の**提出日を2月1日以降の日**としてください。
- ・米沢市では、申請を受理した際に「受理票」を発行しますので、**切手を貼った返信用封筒を同封してください。**
- ・郵送による申請は、不明な点をその場で確認できないため受理や受理票の返送に時間を要します。そのため、余裕をもった発送に心がけてください。
- ・郵送方法については任意ですが、申請書が届かない場合、責任は負いかねますのであらかじめご了承ください。郵送事故等による申請書の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法を推奨します。

※令和6年2月21日以降の消印で届いた申請書については、電話にて確認の上、「着払いにて返送」するか又は、こちらで「破棄」させていただきます。

3 行政書士による代理申請

行政書士による代理申請の場合、下記についてご注意ください。

①委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状を提出してください。

②申請書への押印

代理申請の場合、申請書への押印は、申請代理人氏名記入箇所に申請代理人の押印をすれば足够了。したがって申請書の代表者印の押印は省略することができます。

③行政書士としての資格を有することを証するものを添付してください。

※申請書以外の書類については、代理申請の場合でも、申請者の代表者印を省略することはできません。

4 申請書提出先・お問合せ先

米沢市役所 （3階）
総務部契約検査課 検査担当
〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号
電話：0238-22-5111（内線2501・2502）
FAX：0238-24-8685

5 参加できる競争入札の範囲

本申請によって登録された場合に参加できる競争入札の範囲は、**建設工事に係る調査、測量、設計、工事監理等の契約に係るもの**です。

なお、委任先がある場合、**米沢市と常時契約する委任先は主たる営業所以外の営業所とします**。（以下、「委任先」といいます。）

※各登録希望業種において、委任先を指定する場合、委任先の営業所等が各業種の登録等をしていなければ入札参加登録することはできません。

6 提出書類一覧

※申請書類に虚偽の記載をした場合には、競争入札参加資格の登録が受けられません。また、登録後発覚した場合には、指名停止や資格の取り消しになることがあります。

- ・ **A4版フラットファイルに綴じてください。**（綴る順序は下表のNo.順）
- ・ 表紙及び背表紙に「競争入札参加資格審査申請書」と記載し、それぞれ商号又は名称を記載してください。

| No. | 提出書類名称 | 提出対象者 | 様式等 |
|-----|--------------------------|--------|---------------|
| 1 | 提出書類チェックリスト | 全ての申請者 | |
| 2 | 米沢市競争入札参加資格審査申請書 | 全ての申請者 | 指定様式 様式第5号 |
| 3 | 米沢市競争入札参加資格審査調書 | 全ての申請者 | 指定様式 添付書類1 |
| 4 | 営業に関し法律等で必要とする登録又は許可の証明 | 全ての申請者 | |
| 5 | 営業所一覧表 | 全ての申請者 | 添付書類2 |
| 6 | 測量等実績調書 | 全ての申請者 | 添付書類3 |
| 7 | 技術者経歴書 | 全ての申請者 | 添付書類4 |
| 8 | 登記事項証明書（謄本）（個人の場合は身分証明書） | 全ての申請者 | |
| 9 | 財務諸表 | 全ての申請者 | |
| 10 | 納税証明書 | 全ての申請者 | |
| 11 | 印鑑証明書 | 全ての申請者 | |
| 12 | 委任状 | 該当者のみ | 指定様式 添付書類5 |
| 13 | 使用印鑑届 | 該当者のみ | 添付書類6 |
| 14 | 暴力団排除に関する誓約書 | 全ての申請者 | 指定様式 様式第2号 |

7 各提出書類の記入要領

※下記に示す「No.」は「6 提出書類一覧」の「No.」です。

No.2 米沢市競争入札参加資格審査申請書

- ・申請者は主たる営業所（本社、本店等）の代表者になります。
- ・申請書の代表者印は実印とします。
- ・「1 登録の状況」の「新規」は、今まで一度も業者登録をしたことがない方又は前年度に業者登録をしていない方が該当し、それ以外の方は「更新」になります。
- ・「3 登録を受けている事業」欄は、**登録を受けている事業の中で登録を希望する事業のみ記入してください。**登録を受けていても希望しない場合は記入不要です。
- ・「4 申請書記載担当者」欄は本申請書の内容を熟知している方を記入してください。

No.3 米沢市競争入札参加資格審査調書(測量・建設コンサルタント業務等)

- ・「1. 契約権限等の委任を受けている営業所」は、委任先が有る場合にのみ記入してください。
- ・「2. 資本金」については、資本金の額を千円単位で記入してください。ただし、個人又は、公益法人の場合は記入しないでください。
- ・「3. 技術資格職員等の人数」は、該当する欄に延人数を記入してください。
- ・「6. コンサルタント業務等登録希望一覧表」は、**登録を受けている事業の中で登録を希望するコンサルタント業務等に「1」を記入してください。**ただし、土木関係建設コンサルタント、地質調査業務及び補償コンサルタント業務に関しては、国土交通省の登録を受け、現況報告書において登録部門の確認を受けた業務とします。
- ・**その他のみでの登録は、役務提供等での登録となりますので本申請では受付できません。**

No.4 営業に関し法律等で必要とする登録又は、許可の証明

【共通留意事項】 ※必ずご一読ください。

※各業務等で委任先を指定して入札参加登録を希望する場合、委任先の営業所もそれぞれの業務等の登録を受けていることが必須条件となります。

※各許可行政庁への現況報告書（測量業務においては測量法第 55 条の 8 に基づく書類）の写しは、原則的に「確認済」の印のあるもので直近のものを有効とします。ただし、各許可行政庁の手続きの簡素化等により「確認済」の印がもらえない場合に限り、印がなくても申請可とします。

※各許可行政庁への現況報告書（測量業務においては測量法第 55 条の 8 に基づく書類）が「手続き中」であり、申請時点において「確認済」の印ではなく「受付」の印の状態申請する場合は、後日必ず「確認済」の印が押された書面をご提出ください。

※各機関等からの証明書を提出する場合は、証明日が審査基準日において3か月以内に発行されたものを有効とします。

| 登録希望業種 | 必要書類 |
|---------------------|--|
| 測量業者 | 測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類の写し (財務諸表部分を除く全ての書類。) |
| 建築コンサルタント業者 | ① 主たる営業所の都道府県指定事務所登録機関が発行する建築士事務所登録証明書の写し ② 委任先の都道府県指定事務所登録機関が発行する建築士事務所登録証明書の写し (委任先がある場合のみ) |
| 土木関係 建設コンサルタント業者 | 建設コンサルタントの現況報告書の写し (財務諸表部分を除く全ての書類。) |
| 地質調査業者 | 地質調査業者現況報告書の写し (財務諸表部分を除く全ての書類。) |
| 補償コンサルタント業者 | 補償コンサルタント現況報告書の写し (財務諸表部分を除く全ての書類。) |
| 不動産鑑定業者 | 不動産鑑定業者であることを証明する書面 |
| 土地家屋調査士 | 土地家屋調査士の登録証明書の写し |
| 司法書士 | 司法書士の登録証明書の写し |
| 計量証明書事業者 | 計量検定所の証明書または登録簿謄本の写し |

No.5 営業所一覧表

- ・「名称」の欄には、主たる営業所、その他全ての営業所を記入してください。
登録後に委任先の営業所を変更する場合、この営業所一覧表に記入されている営業所のみ変更することを認めています。
- ・委任先がある場合は、その営業所を蛍光ペン等でマーキングしてください。
- ・本一覧表の内容を全て満たしていれば任意様式可とします。

No.6 測量等実績調書

- ・本調書は、登録を希望する測量・建設コンサルタント等の**営業の種類別に作成**してください。また、登録を受けようとする**直近2カ年分**の主な完成業務及び直近2カ年に着手した主な未完了業務について記入してください。
- ・本調書の内容を全て満たしていれば任意様式可とします。

No.7 技術者経歴書

- ・本経歴書は、登録を希望する測量・建設コンサルタント等の**営業の種類別に作成**してください。また、本店又は支店若しくは常時契約を締結する営業所ごとにまとめて記入し、**営業所ごとの最初の「氏名」の欄には、括弧書きで当該営業所名を記入**してください。
- ・「学校の種類」の欄には、大学、高等専門学校等の別を記入してください。
- ・法令による免許等の欄には、業務に関し法律又は、命令による免許又は、技術若しくは技能の認定を受けたものを記入してください。
- ・「業務経歴」の欄には、直近のものから記入し、純粋に測量・建設コンサルタント等業務に従事した種類及び地位を記入してください。
- ・本経歴書の内容を全て満たしていれば任意様式可とします。

No.8 登記事項証明書(個人の場合は身分証明書)

- ・登記事項証明書は写し可です。個人の場合の**身分証明書は原本**提出とします。
- ・**審査基準日において3カ月以内**に発行のものとなります。

No.9 財務諸表

- ・個人の場合：貸借対照表、損益計算書（写）
- ・法人の場合：直前の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書（写）

No.10 納税証明書(写し可)

※申請に必要な納税証明書は下表のとおりとなります。「○」は必須、「△」は該当者のみ提出となります。

| 納税証明書の種類 | 個人 | | 法人 | | | |
|------------------------------------|------------|-----------------|-------------------|-----------------|------------|-----------------|
| | 住所地が 市内 | 住所地が 市外 | 主たる 営業所が 市内 | 主たる営業所が市外 | | |
| | | | | 委任先 なし | 委任先が 市内 | 委任先が 市外 |
| 米沢市長が発行する登録基準年度の前年度の納税証明書 ※1 | ○ | △ (本市の課税がある) | ○ | △ (本市の課税がある) | ○ | △ (本市の課税がある) |
| 税務署で発行する納税証明書 「その3の2」(個人) ※2 | ○ | ○ | / | / | / | / |
| 税務署で発行する納税証明書 「その3の3」(法人) ※3 | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ |

※1 原則として、**令和5年度(令和5年12月15日以降発行)のもの**で、発行日において申告(納付)期限が到来しているものについて未納(未申告)がないことの証明

※2 申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明

審査基準日において3カ月以内に発行されたもの

※3 法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明

審査基準日において3カ月以内に発行されたもの

税務署が発行する納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利です。

(手数料が安価となり、窓口での待ち時間が短縮できます。) 詳しくは国税庁のHP を御覧ください。

No.11 印鑑証明書

- ・ **市内に主たる営業所又は委任先営業所がある場合は原本、市外の場合は写し可とします。**
- ・ **審査基準日において3カ月以内に発行されたもの**
 個人の場合：市町村長が発行する印鑑証明書
 法人の場合：法務局が発行する代表者の印鑑証明書

No.12 委任状

- ・ 本様式に記載の委任事項はすべて委任してください。
- ・ 代表者印は実印とします。

No.13 使用印鑑届

- ・米沢市との契約等に実印を使用しない場合のみ提出してください。
- ・本届出書の内容を全て満たしていれば任意様式可とします。

No.14 暴力団排除条例に関する誓約書(元請負人用)

- ・代表者印は実印とします。

8 登録内容の変更に関する届け出等について

- ・登録後に申請書記載事項の変更があれば、変更後速やかに変更届等を提出してください。
(ホームページに変更届(指定様式及び必要添付書類等)を掲載しています。)
- ・**年度途中(本登録申請受付期間外)における委任先及び業種区分の追加申請は認められません。定期及び追加登録申請期間のみ行うことができます。**
- ・現在既に米沢市の指名競争入札参加者登録簿に登録されている業者で、委任先、業種区分を追加する場合の提出書類はP3の一覧表のうち、No.1～No.6までの書類になります。
(追加する項目が確認できるようにご提出ください。)